

## なくそう死亡災害！運動ちば2017ロゴマーク使用規程

平成29年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、なくそう死亡災害！運動ちばロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- ①千葉労働局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- ②自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- ③法令又は、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ④特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑤その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、千葉労働局長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補足)

第4条 この規程を定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、千葉労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年3月1日より施行する。

千葉労働局長